

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー生産技術
大家畜改良の変遷と今後の課題② 菊地 令
- ② 畜産学習室
同族会社におけるオーナー給与の損金不算入制度 森 剛一
- ③ 明日への息吹
超低コスト肉用牛肥育への挑戦 桑原勝洋・真二
- ④ 行政の窓
畜産統計調査結果の概要 農林水産省大臣官房統計部
- ④ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人 中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX 03-5511-8205
URL <http://jlia.lin.go.jp/>
E-mail:jlia@jlia.jp

セミナー

生産技術

大家畜改良の変遷と今後の課題②

— これまでの経緯と課題の早わかりQ&A —

菊地 令

制度の概要

(改良事業の変遷)

花子：これまでの和牛の改良事業の変遷はどうなっているの？

太郎：昭和43年度に種雄牛の遺伝的能力の把握のための「産肉能力検定」(直接検定、間接検定(後代検定))が始まった。精液供給については、当初は多数の種雄牛育成者が行ってきたけれど、県の試験場等に統一され、都道府県が精液供給の中心を担うようになったのさ。その後、昭和55年度から、(社)家畜改良事業団(以下「事業団」という)が各主産県から候補種雄牛を集めて「後代検定」を実施し精液供給を行うようになり、検定頭数も徐々に拡大

してきた。また、従来、各都道府県は独立して「後代検定」を実施してきたけれど、平成11年度に20道県の参加を得て、広域後代検定体制に移行し、同じ土俵で評価・選抜を行い、精液も県域を越えて広域的に供給されるようになったんだ。

花子：広域後代検定体制に移行した目的は何なの？

太郎：県ごとに少ない頭数で「後代検定」をやっていたのでは、なかなか求める種雄牛を確保できないので、多くの県で共同で「後代検定」を実施することにより、高能力な種雄牛を安定的に確保し、これらの優秀な種雄牛を広域的に利用していこうということだよ。

花子：和牛の種畜の遺伝的能力評価の変遷はどうなっているの？

太郎：昭和55年度から、遺伝的能力評価のための枝肉情報の収集を開始した。平成3年度に（社）全国和牛登録協会（以下「登録協会」という）がアニマルモデルによる雌牛を中心とした育種価評価を開始した。その後、平成14年度に（独）家畜改良センター（以下「センター」という）が広域後代検定による種雄牛を中心とした遺伝的能力評価を開始している。

（改良体制）

花子：現在の和牛の改良体制の特徴はどこにあるの？

太郎：和牛では乳牛と違って、「後代検定」にかかる「調整交配」への協力は、検定主体の自助努力により確保し、「後代検定」は、主に検定主体ごとに5つの土俵（広域後代検定グループ（20道県）、兵庫県、宮崎県、鹿児島県、事業団）で多元的に行われていることかな。

花子：和牛の検定方式はどうなっているの。

太郎：毎年、100頭程度の「後代検定」を実施している。候補種雄牛については、道県で60頭程度、事業団で40頭程度確保している。道県は県内で生産された候補種雄牛が中心、事業団はセンターで生産されたものやそれぞれの主産地で生産された候補種雄牛が中心となっている。

花子：和牛の種雄牛の選抜・利用はどうなっているの？

太郎：広域後代検定に参加している20道県は、県内で利用する「県利用種雄牛」とは別に「共同利用種雄牛」を選抜し、広域的に利用している。兵庫、宮崎、

鹿児島県の3県は、県内で独自に検定済種雄牛を選抜し、県内で利用している。事業団は独自に検定済種雄牛を選抜し、種雄牛造成を行っていない都府県も含めて全国に精液を供給している。

花子：和牛の精液の利用状況はどうなっているの？

太郎：16年度の精液配付本数は169万本（推定）。このうち、事業団、センター所有の種雄牛精液が54万本（32%）、道府県所有の種雄牛精液が60万本（35%）、その他人工授精事業体等が所有の種雄牛精液が55万本（33%）となっている。

花子：広域後代検定で広域流通している精液はどれくらいあるの？

太郎：平成14～16年度に35頭の「共同利用種雄牛」を選抜し、8000本程度の精液を所有県以外の地域に育種改良用として広域的に供給している。

（改良の成果）

花子：和牛の改良の成果は？

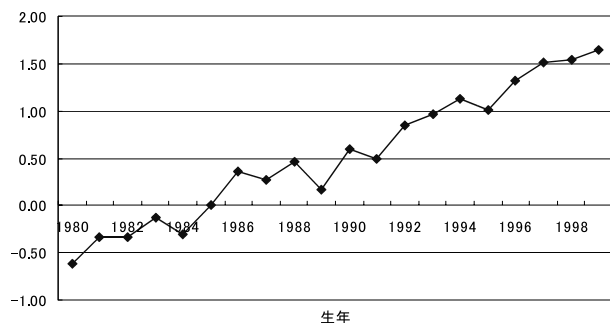
太郎：代表的な形質として脂肪交雑（BMSナンバー）で、過去14年間（昭和59年生～平成10年生）で約1.7向上している（図1参照）。また、以前は子牛価格も県間格差が大きかったが、最近では精液の広域流通も進み、県間格差は縮小し平準化の傾向にある。

（遺伝的多様性の確保）

花子：今後の和牛の改良での課題は何かしら？

太郎：各県で維持改良されてきた系統が消失の危機に瀕しており、遺伝的多様性が減少する傾向にある。

(図1) 種雄牛の遺伝的能力の推移 (BMSナンバー)



注：1985年生まれの種類牛が基準(0.00)となっている。

花子：遺伝的多様性が減少するとどんな影響があるの？

太郎：遺伝的多様性の減少、すなわち遺伝的有効サイズの縮小により遺伝的変異の幅が小さくなると、将来的に、和牛集団の近交係数（現存する黒毛和種集団の平均近交係数は5%程度、兵庫県で17%程度）や血縁係数（兵庫県で40%程度、その他の県で12~20%程度）が上昇して交配に行き詰まりを生じることになる。

花子：今まで各都道府県が独自に改良を進めてきたことにより、結果的に遺伝的多様性が確保されてきたんじゃないの？

太郎：牛肉輸入の自由化の中で、輸入牛肉との差別化を図るため、どこの県でも肉質に重点をおいた改良に着手するようになった。さらに、精液を全国供給している事業団や民間の人工授精事業体も優秀な種雄牛を所有するようになり、特定の種雄牛に精液利用が集中するようになったんだ。

花子：遺伝的多様性の確保については、本来、種畜生産と肥育モト牛生産のための交配をきちっと分けて対応していればそれほど問題にならないんじゃないの。

太郎：従来は、県や登録団体、農協等の指導により、一定の種畜生産のための交配も維持されてきたけれど、牛肉輸入の自由化の中で、肉質面で遺伝的能力が高いと評判の子牛の価格が高騰したことにより、生産者の改良への協力を得られにくくなったことも原因だな。

花子：生産者も経済活動の中で子牛生産を行っているので、やむを得ない面もあるわね。

太郎：もちろん、生産のために育種改良があるのであって、育種改良のために生産があるわけではないので、生産者は自分の経営に最も有利な種雄牛を選択するのは当然だよ。ただし、すべての生産者がそれをやったのでは、日本国内の育種素材がなくなってしまうので、最低限必要な育種素材は国内で維持・確保しておく必要がある。そのためには、育種基盤の下支えに協力する方を生産者みんなで支援する等の対応が必要になる。

(今後の課題)

花子：今後、和牛の改良で懸念されるようなことがあるの？

太郎：平成18年度から家畜改良にかかる一般予算の補助事業（ソフト）は都道府県に移され、必要な財源も国から都道府県に移されたんだ。このことにより、県の財政事情や和牛生産額等の状況によっては、和牛改良への取り組みを縮小する県がでてくるかもしれないね。

花子：これまで、和牛改良の中心は県が担ってきたということもあり今後が心配ね。

太郎：特に、種雄牛造成を中止または縮小す

る県が増れば、肉用牛振興意欲の低下、検定頭数の減少による遺伝的改良量の低下、広域後代検定体制の弱体化、遺伝的多様性の確保等が問題になると思うんだ。

(今後必要な対応)

花子：今後の和牛改良の方向はどうなるの？

太郎：国全体の育種プログラムの作成、進行管理、評価、改善、種雄牛造成、産肉能力検定および種雄牛の遺伝的能力評価、遺伝的多様性の確保、種雄牛造成を中止または縮小する県内の有用な遺伝資源の確保について、一定の役割分担の下、効率的に行っていく必要がある。

花子：国全体の育種プログラムの作成、進行管理、評価、改善は何をするの？

太郎：これは、系統の維持改良が適切に行われているかどうか、和牛集団の近交係数や血縁係数がどのように推移しているか等を定期的にチェックし、望ましい方向になるよう、必要な対策の検討、関係機関との調整により、改善を図っていくということさ。

花子：種雄牛造成は何をするの？

太郎：一定の役割分担の中で種雄牛造成を行うということで、ア．広域後代検定グループの県は、基礎雌牛の確保、計画交配、産肉能力検定のうちの直接検定までは独自に行い、「後代検定」については一元的に行うことにより種雄牛造成を行い、県内の生産者の和牛振興意欲を維持しつつ、県内を中心に一部広域利用向けの優良精液を確保する、イ．兵庫県、宮崎県、鹿児島県等は、

基礎雌牛の確保、計画交配、産肉能力検定、精液配布を一貫して行い、遺伝的多様性の確保に寄与しつつ、県内配付用の優良精液を確保する、ウ．事業団は、センター等との連携により産肉能力検定を行い、遺伝的多様性の確保に資する種雄牛の造成に配慮しつつ、種雄牛造成を行っていない県を中心に全国的に配布する優良精液を確保するということだな。

花子：産肉能力検定および種雄牛の遺伝的能力評価はどうなるの？

太郎：当面、広域後代検定グループおよび事業団の「後代検定」は、「フィールド検定方式」に移行した上で、一元的に行う方向が望ましいと思うんだ（候補種雄牛の所有権は県、事業団のまま）。さらに、将来的には、現在、5つの土俵で行っている「後代検定」を一元的に実施することにより、すべての検定牛を同じ土俵で評価できる体制をつくる必要があると思う（候補種雄牛の選抜・利用は所有者の判断による）。また、「肉用牛枝肉情報全国データベース」（平成14年1月～18年3月までに約50万頭分（年当たり約10万頭）のデータを全国から収集、毎年約3500戸の協力肥育農家に集計情報を提供）の充実により、種雄牛の遺伝的能力評価体制を強化し、乳牛と同様に、候補種雄牛のみの評価・選抜から、既存の種雄牛を含めた評価・選抜へ移行していくことが必要だな。

花子：遺伝的多様性の確保はどうなるの？

太郎：消失の危機に瀕している系統は、系統

の特徴とする形質へのニーズが低下傾向にあり、そのことによりその系統に由来する牛の頭数が減少し、子牛生産頭数も少なくなつて、子牛価格も低下するという悪循環を繰り返すうちに消失の憂き目をみる。そのため、一つには、消失の危機に瀕している系統の中にも将来性も含めニーズの高い形質で高能力の牛もいる可能性があるため、当該系統に由来する雌牛の保留・確保に努めつつ、一定頭数の候補種雄牛を生産し、その中で、高能力のものの利用頻度を高め、系統を維持する。一つには、地域に特徴ある和牛集団を造るために、新たな系統造りや過去の系統の発掘、再編を行っていく。こうした取り組みを関係者一丸となって実行していくことが必要だと思ふよ。

花子：その業務は誰が主体的に行っていくの？

太郎：平成15年度に系統に由来する雌牛の保留・確保の推進を支援する事業を創設し、都道府県での対応を期待したけれど、必ずしもうまくいっていないことから、国の音頭の下、県や団体の協力を得て、センターでも取り組んでいく予定だよ。新たな系統造りや過去の系統の発掘や再編については登録協会を中心に取り組んでいく。

花子：種雄牛造成を中止または縮小する県内の有用な遺伝資源の確保はどうなるの？

太郎：種雄牛造成を中止または縮小する県内の有用な遺伝資源の確保については、センターが主体的に行うことを考えて

いるけれど、県や団体の協力がないと実現できない。県や団体の協力を得るためには、これら遺伝資源由来の検定済種雄牛を造成した場合には、事業団との連携の下、当該県への精液の優先配布等を検討する必要があると思ふ。

大家畜改良における 今後のセンター業務

花子：今後の大家畜改良を効率的に行っていくため、センターはどんな業務に取り組んでいくの？

太郎：大家畜改良のため、全国ベースでの改良事業の推進、種畜の遺伝的能力評価の実施、国内外(和牛では国内)の多様な育種資源の収集・利用、当該育種資源を活用した遺伝的能力の高い候補種雄牛の作出、種畜検査の実施(伝染性疾患、遺伝性疾患のない種雄牛の証明)、遺伝子解析、クローン等畜産新技術を活用した育種改良の推進、個体識別データベースの構築および個体識別情報の提供を着実に実施していくつもりだよ。

花子：センターも従来の種雄牛造成に加えて、遺伝子育種、おいしい牛肉生産のため官能検査と理化学的分析値の関係を追求するなど面白い取り組みを行っているよね。県や関係団体と一体となって、成果を実際の生産現場に早く根をおろしてもらいたいわ。

太郎：大家畜の振興に向けて、関係機関とよく連携をとって、精一杯頑張るよ！

(筆者：(独)家畜改良センター改良部部长)

畜産学習室

同族会社におけるオーナー給与の損金不算入制度

その範囲と適用および対応について

森 剛一

新「会社法」については、今年5月から施行されており、これに伴い、株式会社の最低資本金規制が完全撤廃されるなど会社設立の手続きが簡素化されました。しかし、同時に法人税法も改正され、そのうちの一つに、実質的な1人会社のオーナーへの役員給与の損金不算入制度が新たに加わりました。

そこで、税理士の森剛一氏に本制度の概要、同族会社の該当範囲、損金不算入額、適用年度、対応策などについて執筆いただきました。畜産経営を営む方々の年末・年度末に向けた税務処理の参考にしてください。(編集部)

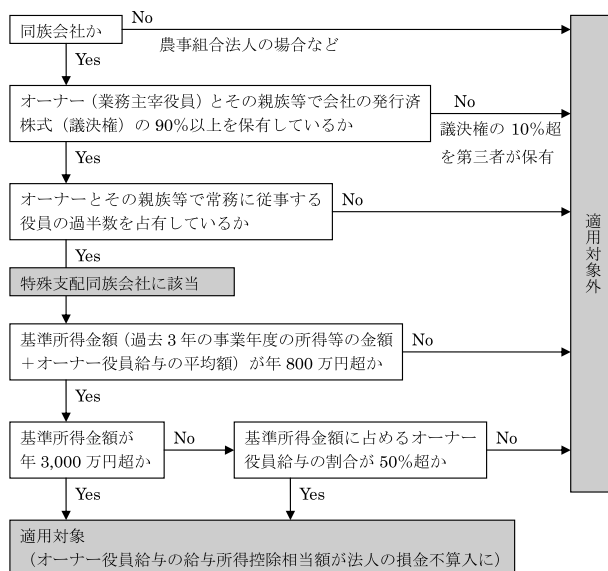
制度の概要

平成18年度税制改正により、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度が創設されました。この制度は、特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額は損金の額に算入しないというものです。「特殊支配同族会社」といっても決して特殊なものではなく、畜産法人も、いわゆる「一戸一法人」のほとんどが該当します。なお、農事組合法人は会社でないため、同族会社に該当せず、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が適用されることはありません。

特殊支配同族会社の基準所得金額が800万円(一定の場合には3000万円)以下である事業年度などについては、この制度は適用されません。しかしながら、基準所得金額は、法人の所得金額(税引前利益)と業務主宰役員給与額の合計となるため、特殊支配同族会社に該当する場合、800万円以上の役員報酬を支給したうえで過去3年が黒字であれば、原則として制度が適用されます。

例えば、業務主宰役員の役員報酬月額100万円、年俸1200万円の特殊支配同族会社の場合、業務主宰役員の役員給与に対する給与所得控除額が230万円になりますが、その損金算入が認められないこととなります。この場合、この制度による増税額は、法人事業税・住民税を合わせた実効税率が30%なら年69万

(表) 特殊支配同族会社のオーナー給与の損金不算入制度



円（40%なら92万円）にもなります。この制度は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、3月決算であれば平成19年3月期（5月末申告期限分）からの適用となります。ただし、特殊支配同族会社の判定は、その事業年度終了の時の現況により行いますので、期末までに対策を行って特殊支配同族会社に該当しなくなれば、制度は適用されません。

特殊支配同族会社の範囲

「特殊支配同族会社」とは、次のいずれかに該当する同族会社で、業務主宰役員（法人の業務を主宰している役員をいう）および常務に従事する業務主宰役員関連者（注1）の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものをいいます。

① 業務主宰役員グループ（注2）がその同族

会社の発行済株式または出資（自己株式は除く）の総数または総額の90%以上を保有している場合のその同族会社

② 業務主宰役員グループがその同族会社の一定の議決権の総数（その議決権を行使することができない株主等が有する議決権数は除く）の90%以上を保有している場合のその同族会社

③ 業務主宰役員グループがその同族会社の株主等（合名会社、合資会社または合同会社の社員（その同族会社が業務を執行する社員を定めた場合には業務を執行する社員）に限る）の総数の90%以上を占めている場合のその同族会社

(注1)「業務主宰役員関連者」とは、その業務主宰役員の親族などでその同族会社の役員である者および業務主宰役員とこれらの者により支配されている他の同族会社をいいます。

(注2)「業務主宰役員グループ」とは、業務主宰役員およびその親族などである者ならびに業務主宰役員とこれらの者により支配されている他の同族会社をいいます。

損金不算入額

業務主宰役員給与額のうち損金不算入となる金額は、その事業年度の業務主宰役員給与額の金額に対する給与所得控除相当額です。この業務主宰役員給与額には、債務免除による利益などの経済的利益の額は含まれますが、退職給与の額および役員給与の損金不算入（法人税法第34条）の規定による損金不算

入額は含まれません。

なお、業務主宰役員であった期間が1年未満の場合には、業務主宰役員給与額を年換算（その期間の月数で割って12倍）した金額に対する給与所得控除相当額を月割按分（12で割ってその期間の月数を掛けて計算）した金額が損金不算入額となります。

制度が適用されない事業年度

特殊支配同族会社であっても、次のように基準所得金額が一定金額以下であるなどの要件を満たす事業年度については、この制度は適用されません。「基準所得金額」とは、その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（基準期間）の所得金額または欠損金額および業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額の平均額をいいます。

- ① 基準所得金額が年800万円以下である事業年度
- ② 基準所得金額が年800万円超かつ3000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が50%以下である事業年度

なお、新設法人などで、基準期間がない特殊支配同族会社については、その事業年度の所得金額または欠損金額および業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額（当年度基準所得金額）により、適用・不適用を判定します。

制度の適用を受けないための対応策

対応策として考えられるのが、株式を分散し、業務主宰役員グループの議決権割合を90%未満に下げする方法です。具体的には、従業員やJA、アグリビジネス投資育成（株）など、親族以外の者に株式を保有してもらうこととなります。ただし、農業生産法人の場合、構成員要件により、出資者となれる者に制限があるので、注意が必要です。なお、同居していない場合でも親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）は、業務主宰役員グループに含まれます。

① アグリ社による出資

純資産額の大きい会社にお勧めするのが、アグリビジネス投資育成（株）（アグリ社）による投資の活用です。特に、養豚や養鶏など農業生産法人に該当しない畜産法人に適している方法です。たとえば、業務主宰役員グループの資本金を4000万円、アグリ社からの投資を1000万円とした場合、出資割合が20%になり、特殊支配同族会社に該当しなくなります。

一方、アグリ社の投資を受けた場合、利益水準が一定以上になるときに配当を行う旨の投資契約書を締結することになります。仮に、年3%の配当を行なった場合、上記のケースでは業務主宰役員も含めて全体で150万円の配当が必要になります。出資配当も損金不算入ですが、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入による損金不算入額（役員給与1200万円の場合に230万円）に比べて、損金不算入額

が相当小さくなります。なお、アグリ社への配当は、業務主宰役員グループ以外への資金の流出になりますが、投資でなく借入れにより資金調達した場合であっても支払利息がかかるため、その点においては特に不利になるわけではありません。加えて、アグリ社の投資により増資を行った場合、株価（評価額）が下がり、相続税対策としても有効です。

なお、酪農や肉用牛の会社などで農業生産法人に該当する場合、アグリ社の活用は難しくなります。アグリ社が「農業生産法人の株式を取得する場合にあっては、取得する株式は議決権のないものであること」（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則第3条）とされており、農業生産法人に対する投資は無議決権株に限られているからです。無議決権株をいくら第三者に保有してもらっても、特殊支配同族会社に該当しなくなることはなく、対策としては意味がありません。また、アグリ社の過去の投資案件をみると投資額のほとんどは1000万円以上であり、あまり小口な案件には対応が難しいと考えた方が良いでしょう。

② リース会社による出資

農業生産法人に該当する場合や純資産額の比較的小さい会社への小口の投資案件への今後の対応策として考えられるのが、リース会社による投資です。現在、リース会社が農業法人に対する投資を実施した実績はありませんが、すでに具体的な取り組みについて検討しているリース会社もあります。リース会社のなかには、農業法人への融資やリースに積

極的に取り組んでいるところもあり、畜産法人のサイドから要望があれば対応していくことになるでしょう。

ところで、農業生産法人の場合、いわゆる構成員要件により、出資者となることができるのは、原則として、①常時従事者、②農地提供者などに限られていますが、これら以外でも「継続的取引関係者」に該当すれば、農業生産法人の出資者となることができます。リース会社が、対象会社とのリース契約を結べば、「継続的取引関係者」になることができると考えられます。また、対象法人が認定農業者になれば、農業関係者以外でも50%未満まで出資が可能になります。従って、法人として認定農業者になることにより、リース会社1社で10%超の投資をすることが農地法上可能になります。ただし、実施に当たっては、リース契約が農地法上の「継続的取引」の対象になることを明確にする必要があります。

③ ファンドによる出資

このほか、将来的な課題として、ファンドによる農業生産法人への出資が可能になれば、①JAや全農によるファンド、②消費者出資のファンド による出資が考えられます。

この場合においても、農業生産法人については構成員要件との関連があるため、ファンドの出資者は、継続的取引関係者や農協(連合会を含む)に限られます。しかし、これら構成員要件を満たす出資者が、直接でなく、任意組合を介した出資をした場合の農地法上の取り扱いや手続きについては、整理する必要があるでしょう。

(筆者：森税務会計事務所税理士)

明日への息吹

超低コスト肉用牛肥育への挑戦

—兄弟による夢の実現に向けて—

桑原勝洋・真二

はじめに

私たち兄弟が後継者として就農した豊後高田市は、約30戸の農家で約5800頭の肥育牛を飼養している大分県一の肥育地帯であり、和牛・交雑種・乳用種などさまざまな品種がさまざまな方法で肥育されています。両親が元来肥育経営を行っており、私たち兄弟が後継者として就農し、経営参画することは自然な成り行きでした。父が就農した当時はみかん栽培を行っていましたが、みかん園の下刈りした草を利用して牛が飼えないかと考え、副業的に牛を飼い始めたそうです。その後みかんの価格が下落したこともあり、30年前に50頭規模の乳用種肥育経営へ転換しました。昭和54年には100頭規模の牛舎を建設し、乳用種に加えて交雑種肥育を始めました。平成9年には和牛繁殖雌牛を30頭導入し、和牛の一貫肥育も取り入れ、現在では800頭の肥育牛（和牛100頭、乳用種250頭、交雑種450頭の肥育牛）、和牛繁殖雌牛50頭を、父と母、そして私たち兄弟の4人、常時雇用2人で飼養しています。わが家では、平成10年には家族経

営協定を結んで給料制を導入、平成15年には認定農業者の共同申請を行い、父と私たち兄弟の3人で認定を受け、肥育牛1000頭を超える経営体を目指して日々頑張っています。

経営規模の拡大と効率化

私たち兄弟が就農するまでは、3カ所に分散した6棟の牛舎で350頭を肥育していました。牛舎と牛舎が離れたところにあり、その構造も悪く、非常に効率の悪い牛飼いをしていました。私たち兄弟の就農をきっかけに、スケールメリットを活かした所得の拡大を図



(写真1) 作業効率の上った150頭規模畜舎

るため、飼養頭数の増頭に取り組むことになりました。平成11年から14年にかけて、150頭規模の牛舎を4棟、飼料庫、飼料調製施設を補助事業等を活用して建設。これにより作業効率が格段に上がり、1000頭肥育も夢ではない気がしました。

肥育経営において所得を増やすには、いろいろな方法があると考えられますが、わが家の経営改善のポイントは「低コスト生産」の追求です。そのために以下の4つの方針を掲げて生産コストの削減に努めています。

繁殖肥育一貫経営への挑戦

第一に、和牛繁殖肥育一貫経営部門の取り組みです。繁殖雌牛の導入は、もちろんモト畜費を抑えられることですが、動機は他にもあります。地域の農家の高齢化に伴って、若い担い手である私たちに農地の維持管理を依頼されることが多くなっていました。これらの農地で粗飼料生産に取り組めば、たい肥の還元先を拡大することと、繁殖雌牛を自給粗飼料で飼養でき、低コストでモト畜生産が可能だと考えたからです。現在は繁殖雌牛50頭をほぼ100%自給飼料で飼養しています。さらなるコスト低減のためには、受胎率を向上させて高い子牛生産率を維持することが大事だと考え、雄牛を同居させています。はじめは子牛を母牛に付けて飼っていましたが、事故が多かったこともあり、早期母子分離して人工ミルクで哺育するようにしました。しかし哺乳作業は手間がかかり子牛の管理がおろそかになっ

てしまうこともあり、昨年哺乳ロボットを導入しました。哺乳ロボットを導入したことで、子牛管理の省力化が図られ、他の作業に労力を振り分けることができています。また、市場で購入した乳用種や交雑種のヌレ子にも哺乳ロボットを活用しており、子牛の事故率の低減と発育の均一化につながっています。

自家配合で濃厚飼料費を削減

第二は、自家配合飼料による濃厚飼料費の削減です。配合のための労力が増えること、肉質がばらつく等の欠点はあるものの、飼料費が格段に安くなります。1円でも安く抑えるため単味飼料を隣の港まで取りに行くなどして、1kg当たり約27円、運搬用トラックや飼料配合施設等の維持・管理費まで含めても約29円で仕上がっています。購入配合飼料の場合と比べて飼料費を7割程度に抑えることができています。

配合は飼料調製施設で行います。効率的な配合方法・手順を確立するには試行錯誤の連



(写真2) 自家配合飼料給与作業

続でした。ビタミンなどの微量栄養素は事前に機械でよく攪拌した後、調製場においてショベルローダーで単味飼料と配合します。給与は、自家製のバケットを回転式のフォークリフトに取り付け、短時間で給与できるよう工夫しました。現在では600頭の肥育牛の管理は、自家配合飼料の調製から給与まで従業員1人で行えるようになっていきます。

自家配合の際には、肥育段階に応じた飼料設計などを常に頭において、肥育成績を参考にしながら配合内容の改善に気を配っています。その内容には概ね満足していますが、今後はさらに増体と肉質の向上を図るため、品種ごとに細やかな配合設計ができればと考えています。

自給飼料の生産

第三は、自給飼料生産による粗飼料費の低減です。先に述べた地域の実情もあり、地域営農集団と連携し、転作制度を活用した飼料作物生産に取り組むなど、粗飼料生産基盤の確保はそれほど難しくはありませんでした。



(写真3) たい肥舎

現在は稲ワラ35ha（耕種農家とたい肥交換で確保）、イタリアンライグラスなどの牧草30ha、飼料イネ5haなど、延べ70ha以上で粗飼料を生産でき、概ね自給できています。稲ワラの不足分は、地域の耕種農家の後継者で組織する稲ワラ収集コントラクターから購入しています。今後、まだまだ飼養規模の拡大を計画している私たちにとって、飼料生産基盤の確保や収穫調製作業の労力を考えると、彼らのようなコントラクター組織はわれわれの重要なパートナーとなりましょう。

以上のようにわが家では明確な方針を持って低コスト生産を追求しています。現在もさらなるコスト削減の方法を模索中です。

たい肥処理で増頭・ 耕畜連携に期待！

平成13年まではたい肥舎でショベルローダーで切り返してたい肥処理を行っていましたが、労力がかかるうえになかなか良いものができず、規模拡大を阻害する大きな一因にもなっていました。そこでさまざまな施設を見て回り、平成14年に攪拌幅6m、全長130mのロータリー式発酵たい肥舎を建設。これによりたい肥処理が自動化され、大幅に労力を軽減することができ、安定的に良質たい肥が生産できることで販売先の拡大にも自信が持てるようになりました。私たちの地域は白ネギの産地でもあり、耕畜連携による環境保全型農業の取り組みが少しずつ形になってきています。増頭すればたい肥の生産量も増え、たい肥の販売先の確保が課題となります。前述の

コントラクター組織と連携し、飼料生産調製作業やたい肥散布作業などを地域で効率的に取り組む体制ができないかと期待しています。

将来に向けて

現在は、経営の方向・方針は父が中心に考え、わが家は足並みをそろえてその方向に進んでいます。私たち兄弟も今は父の考え方の良いところを見習い、牛飼いの仕事を覚え、経験を積むことが重要な時期だと思いますが、将来は、私たち兄弟が中心となって、経

営規模を拡大し、経営の合理化・組織化を図り、より体質の強い肥育経営を目指したいと考えています。

また、新たな取り組みもスタートしています。わが家の生産した牛肉が、大分県酪食肉公社を通じて主に県内のスーパーの店頭、自分たちの牧場紹介パネルとともに並んでいます。消費者に安全・安心な牛肉をたくさん提供できるよう、そしてもうかる肥育経営を目指して私たち兄弟はさらに夢をふくらませ、その実現にむけてまい進していきたいと考えています。

(筆者：大分県豊後高田市・肉用牛肥育経営)

月刊「畜産コンサルタント」10月号 発売中!



創刊以来40有余年、畜産総合誌として数々の話題、問題を提起をしてきました。経営、技術、流通、時事など、毎月特集を組み問題点の掘り下げと追求を行い、豊かな内容とわかりやすい情報を提供しています。

【カラーグラビア】食品未利用資源を活用した資源循環型畜産
アリタホックサイエンス・横浜市有機リサイクル協同組合の取り組み

【巻頭コラム】今なぜ都市近郊酪農に牛群検定か……長岡 正二
酪農のデフレスパイラルを克服するために

【特集】機能性高まる食肉流通施設

と畜・部分肉処理の現状と課題

食肉処理施設をめぐる情勢……竹内 瑞穂

食肉処理施設の衛生対策の現状と課題……東良 俊孝

食肉処理施設の現状と開発された処理機械・機器……板垣 基樹

事例 食肉の安全追求への取り組み……佐藤 新吉

事例 徹底した衛生管理と個体管理で安全で新鮮な豚肉を提供……編集部

事例 コンピュータ制御の最新設備と高度な衛生管理体制で高品質な食肉を生産……編集部

事例 国際認証規格 (SQF 規格) を取得し、食肉の安全と品質を確保……編集部

【今月のコーナー記事】

「女性の視点」いつも笑顔で……安田 和子

「法人経営へのチャレンジ」第6回 新会社法のもとでの会社運営……山崎 政行

このほか

「家畜改良センターニュース」「Dr. オッシーの意外と知らない畜産のはなし」「トピックス」「畜産! 特産! ごちそう産!」「畜産物の市況展望」などを掲載しています。ぜひご購読ください。

*11月号の特集は「畜舎・施設等の改善による働きやすい環境の整備」(仮題)を予定しています。

購読料 年間 9,828円(送料とも)

半年 4,914円(送料とも)

1部 735円(送料84円)

第三種郵便認可

お求めは、最寄りの畜産会・畜産協会、または下記へ必要事項(氏名(会社名)、住所、お届け先、必要部数、電話・FAX番号、メールアドレス等)をご記入のうえ、お申し込みください。

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)

TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 E-mail book@cali.lin.go.jp URL http://jlia.jin.go.jp/

行政の窓

畜産統計調査結果の概要 (平成18年2月1日現在)

—肉用牛の飼養頭数が増加、1戸当たりでも増加—

農林水産省大臣官房統計部

この調査は主要家畜に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数および状態別飼養頭羽数等を把握し、わが国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、飼養動向を予測するための事項をとりまとめ、畜産行政における施策の策定等に提供することを目的としています。

調査対象は、全国の乳用牛、肉用牛、養豚および採卵鶏飼養者（成鶏雌1000羽未満の飼養者を除く）。飼養者が複数に畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査していません。農林水産省大臣官房統計部がまとめた調査の解説を掲載します。

乳用牛

(1) 平成18年2月1日現在における乳用牛の飼養戸数は2万6600戸で、前年に比べて1100戸（4.0%）減少しました。これは、規模拡大を図る農家がみられる一方、高齢化等により休廃業があったためです。飼養頭数は163万5000頭で、前年に比べて2万頭（1.2%）減少しました。

また、飼養頭数の内訳をみると、経産牛は104万6000頭で前年に比べて9000頭（0.9%）、未經産牛は58万9300頭で前年に比べて1万0600頭（1.8%）それぞれ減少しました。

なお、1戸当たり飼養頭数は、前年に比べて2頭増加し、62頭となりました。

(2) 全国農業地域別にみると、飼養戸数は前年同月に比べてすべての地域で減少しました。飼養頭数は、前年と比べて沖縄がかなり減少し、北陸、関東・東山、近畿、四国が

(表1) 乳用牛の飼養戸数・頭数 (全国)

単位：千頭

区分	飼養戸数	飼養頭数					1戸当たり飼養頭数	
		計	経産牛		未經産牛			
	戸		小計	搾乳牛	乾乳牛		頭	
実数	平.18.2	26 600	1 635.0	1 046.0	899.9	146.1	589.3	62
	17.2	27 700	1 655.0	1 055.0	910.1	144.9	599.9	60
対前年同月比(%)		96.0	98.8	99.1	98.9	100.8	98.2	2

注：対前年同月比欄の1戸当たり飼養頭数は対前年差である。

(表2) 乳用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

			全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関・東 東・山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数	実数(戸)	平. 18.2	26 600	8 590	4 270	588	5 600	1 310	1 120	1 320	790	2 880	124
		17.2	27 700	8 830	4 450	616	5 890	1 370	1 170	1 390	829	2 990	130
	対前年同月比(%)		96.0	97.3	96.0	95.5	95.1	95.6	95.7	95.0	95.3	96.3	95.4
飼養頭数	実数(千頭)	平. 18.2	1 635.0	856.1	144.5	22.6	245.8	75.8	44.0	61.2	30.7	148.5	6.2
		17.2	1 655.0	857.5	146.6	23.8	252.3	77.3	45.8	61.7	31.5	151.3	7.0
	対前年同月比(%)		98.8	99.8	98.6	95.0	97.4	98.1	96.1	99.2	97.5	98.1	88.6

やや減少したほかは、ほぼ前年並みとなりました。

また、地域別の頭数割合では、北海道が全国の5割以上を占めています。

高騰を反映し、前年に比べて8000頭(0.3%)増加しました。

また、飼養頭数の内訳をみますと、肉用種は170万3000頭で前年に比べて6000頭(0.4%)、乳用種は105万2000頭で前年に比べて3000頭(0.3%)それぞれ増加しました。なお、1戸当たり飼養頭数は、前年に比べて1頭増加し、32頭となりました。

肉用牛

(1) 平成18年2月1日現在における肉用牛の飼養戸数は8万5600戸で、前年に比べて4000戸(4.5%)減少しました。これは、規模拡大を図る農家がみられる一方、高齢化等により休廃業があったためです。

飼養頭数は275万5000頭で、牛肉価格の

(2) 全国農業地域別にみると、飼養戸数は前年同月に比べてすべての地域で減少しました。

飼養頭数は、前年同月と比べて北海道がやや増加し、北陸がやや減少したほかは、ほぼ前年並みとなりました。

また、地域別の頭数割合は、九州が全国

(表3) 肉用牛の飼養戸数・頭数(全国)

単位：千頭

区 分		飼養戸数	飼 養 頭 数					1戸当たり飼養頭数
			計	肉用種	乳 用 種			
					小 計	ホルスタイン種他	交 雑 種	
実 数	平. 18.2	戸					頭	
	85 600	2 755.0	1 703.0	1 052.0	468.2	583.8	32	
	17.2	89 600	2 747.0	1 697.0	1 049.0	470.7	578.5	31
対前年同月比(%)		95.5	100.3	100.4	100.3	99.5	100.9	1

注：対前年同月比欄の1戸当たり飼養頭数は対前年差である。

(表4) 肉用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

			全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数	実数(戸)	平.18.2	85 600	3 000	24 000	628	5 240	1 810	2 730	5 260	1 290	38 300	3 230
		17.2	89 600	3 050	25 500	651	5 500	1 850	2 880	5 590	1 380	39 900	3 320
	対前年同月比(%)	95.5	98.4	94.1	96.5	95.3	97.8	94.8	94.1	93.5	96.0	97.3	
飼養頭数	実数(千頭)	平.18.2	2 755.0	467.0	393.4	25.1	327.6	149.0	93.7	139.3	72.2	1 010.0	77.5
		17.2	2 747.0	447.7	397.3	26.1	327.1	147.2	95.6	142.3	74.0	1 011.0	77.8
	対前年同月比(%)	100.3	104.3	99.0	96.2	100.2	101.2	98.0	97.9	97.6	99.9	99.6	

の約4割を占めています。

豚

(1) 平成18年2月1日現在における豚の飼養

(表5) 豚の飼養戸数・頭数 (全国)

単位：千頭

区 分		飼養戸数	飼養頭数	子取り用 めす豚	肥育豚	1戸当たり 飼養頭数
実数	平.18.2	7 800	9 620.0	907.1	7 943.0	1 233
	16.2	8 880	9 724.0	917.5	8 052.0	1 095
対前回比(%)		87.8	98.9	98.9	98.6	138

注：対前回比欄の1戸当たり飼養頭数は対前回差である。

戸数は7800戸で、前回に比べて1080戸(12.2%)減少しました。これは、規模拡大を図る農家もみられる一方、高齢化等により休廃業があったためです。

飼養頭数は962万頭で、前回に比べて10万4000頭(1.1%)減少しました。また、飼養頭数の内訳をみますと、子取り用雌豚は90万7100頭で前回に比べて1万0400頭(1.1%)、肥育豚は794万3000頭で前回に比べて10万9000頭(1.4%)それぞれ減少しました。

なお、1戸当たり飼養

(表6) 豚の全国農業地域別飼養戸数・頭数

			全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数	実数(戸)	平.18.2	7 800	323	1 210	272	2 110	644	125	178	288	2 340	326
		16.2	8 880	382	1 450	294	2 430	716	141	208	349	2 540	373
	対前回比(%)	87.8	84.6	83.4	92.5	86.8	89.9	88.7	85.6	82.5	92.1	87.4	
飼養頭数	実数(千頭)	平.18.2	9 620.0	521.9	1 594.0	289.9	2 485.0	750.9	72.3	247.6	342.1	3 081.0	235.9
		16.2	9 724.0	535.4	1 668.0	304.5	2 487.0	733.0	83.1	234.0	349.6	3 019.0	269.9
	対前回比(%)	98.9	97.5	95.6	95.2	100.0	97.1	87.0	105.8	97.9	102.0	87.4	

頭数は前回に比べて138頭増加し、1233頭となりました。

(2) 全国農業地域別にみると、飼養戸数は前回に比べてすべての地域で減少しました。

飼養頭数は、前回と比べて近畿および沖縄がかなり減少し、中国および九州が増加したほかは、やや減少ないし前回並みとなりました。

また、地域別の頭数割合は、九州および関東・東山で全国の約6割を占めています。

(11.7%)減少しました。これは、規模拡大を図る農家もみられる一方、高齢化等により休廃業があったためです。

飼養羽数は1億7695万5000羽で、一部地域で平成17年6月に発生した高病原性鳥インフルエンザによる殺処分があったものの前回に比べて240万5000羽(1.4%)増加しました。

また、飼養羽数の内訳をみると、成鶏雌は前回並みでしたが、ヒナは270万5000羽(7.2%)増加しました。

なお、1戸当たり成鶏雌飼養羽数は前回に比べて4400羽増加し、3万7900羽となりました。

(2) 全国農業地域別にみると、飼養戸数は前回に比べてすべての地域で減少しました。

飼養羽数は、前回と比べて北海道、東北、北陸および中国で増加し、関東・東山でやや減少、四国および九州でかなり減少したほかは前回並みとなりました。

また、地域別の羽数割合は、関東・東山、九州および東海で全国の5割を占めています。

採卵鶏

(1) 平成18年2月1日現在における採卵鶏の飼養戸数は3610戸で、前回に比べて480戸

(表7) 採卵鶏の飼養戸数・羽数(全国)

単位：千羽

区分		飼養戸数	飼養羽数	ヒナ	成鶏雌	1戸当たり成鶏雌飼養羽数
		戸				羽
実数	平.18.2	3 610	176 955	40 039	136 916	37 900
	16.2	4 090	174 550	37 334	137 216	33 500
対前回比(%)		88.3	101.4	107.2	99.8	4 400

注：対前回比欄の1戸当たり成鶏雌飼養羽数は対前回差である。

(表8) 採卵鶏の全国農業地域別飼養戸数・羽数

			全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
飼養戸数	実数(戸)	平.18.2	3 610	93	285	141	859	612	311	271	263	699	73
		16.2	4 090	107	316	158	987	691	347	309	295	804	76
	対前回比(%)	88.3	86.9	90.2	89.2	87.0	88.6	89.6	87.7	89.2	86.9	96.1	
飼養羽数	実数(千羽)	平.18.2	176 955	7 787	24 476	9 623	39 651	25 410	10 300	21 241	10 664	26 248	1 555
		16.2	174 550	7 474	22 449	7 642	41 270	25 239	10 366	19 432	11 325	27 769	1 584
	対前回比(%)	101.4	104.2	109.0	125.9	96.1	100.7	99.4	109.3	94.2	94.5	98.2	